

令和3年3月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

令和3年3月1日

○出席議員 15人

1番 鈴木 克己 君	2番 狩野 光一 君	3番 渡辺 ヒロ子 君
4番 照川 由美子 君	5番 戸坂 健一 君	6番 磯野 典正 君
7番 久我 恵子 君	8番 寺尾 重雄 君	9番 松崎 栄二 君
10番 丸 昭 君	11番 佐藤 啓史 君	12番 岩瀬 洋男 君
13番 黒川 民雄 君	14番 岩瀬 義信 君	15番 末吉 定夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 土屋 元 君	副 市 長 竹下 正男 君
教 育 長 岩瀬 好央 君	総 務 課 長 平松 等 君
企 画 課 長 長田 悟 君	財 政 課 長 植村 仁 君
消 防 防 災 課 長 神戸 哲也 君	税 務 課 長 齋藤 恒夫 君
市 民 課 長 岩瀬 由美子 君	高 齢 者 支 援 課 長 元吉 宏行 君
福 祉 課 長 軽 込 一浩 君	生 活 環 境 課 長 山口 崇夫 君
都 市 建 設 課 長 川上 行広 君	農 林 水 産 課 長 大森 基彦 君
観 光 商 工 課 長 高橋 吉造 君	会 計 課 長 土屋 英二 君
学 校 教 育 課 長 吉野 英樹 君	生 涯 学 習 課 長 屋代 浩 君
水 道 課 長 大野 弥 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 吉清 佳明 君	議 会 係 長 原 隆宏 君
-----------------	----------------

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 諸般の報告

第2 行政報告

第3 会期の決定

第4 会議録署名委員の指名

第5 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度勝浦市一般会計補正予算）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度勝浦市一般会計補正予算）

第6 議案上程・説明

議案第3号 勝浦市長の給与の特例に関する条例の制定について

議案第4号 勝浦市個人情報保護条例及び勝浦市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算

議案第13号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第14号 令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第15号 令和2年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

開 会

令和3年3月1日（月） 午前10時開会

○議長（黒川民雄君） ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより令和3年3月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長（黒川民雄君） 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。吉清事務局長。

〔事務局長 吉清佳明君登壇〕

○事務局長（吉清佳明君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における市長以下関係者の出席通知、令和2年12月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによって御承知をいただきたいと存じます。

初めに、系統市議会議長会関係について申し上げます。

千葉県南市議会議長会では、1月に議員研修会、2月に正副議長研修会を予定しておりましたが、いずれもコロナ禍において中止となりました。

次に、千葉縣市議会議長会では、1月26日に研修会が開催され、議長がオンラインにて参加いたしました。研修会では、京都大学大学院教授、諸富徹氏を講師に、「Withコロナ時代の地域経済の行方」と題し、講演が行われました。

以上で系統市議会議長会関係を終わります。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る2月24日に議会運営委員会を開いていただき、御協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの18日間とするということであります。

日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日はこの後、行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて、議案第1号及び議案第2号を逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決をお願いする。

続いて、議案第3号から議案第15号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第12号 一般会計補正予算につきましては、担当課長から補足説明を受け、散会する。

2日目の3月2日は、定刻午前10時に開会し、議案第16号から議案第20号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明及び各会計の担当課長から補足説明を受け、散会する。

3日目の3月3日は、議案調査等のため休会とし、4日目の3月4日及び5日目の3月5日は、いずれも定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いする。なお、通告のありました議員は8名であります。

6日目の3月6日及び7日目の3月7日の2日間は、会議規則第10条の規定により休会とする。

8日目の3月8日は、定刻午前10時に開会し、議案第3号から議案第20号までを逐次上程し質疑を行い、質疑が終了しない場合は延会とする。

9日目の3月9日は、定刻午前10時に開会し、8日目の延会で残った議案を逐次上程し、質疑を行い、議案第3号から議案第15号及び陳情第1号を、それぞれ所管の常任委員会へ付託し、議案第16号から議案第20号までの5件につきましては、新年度当初予算でありますので、例年のとおり、議長の指名による7名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いする。

10日目の3月10日から17日目の3月17日までの8日間は、委員会審査等のため休会していただき、この間、3月10日は午前10時に総務文教常任委員会、3月11日は午前10時に産業厚生常任委員会をそれぞれ開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

さらに、3月12日、15日及び16日の3日間は、いずれも午前10時に予算審査特別委員会を開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の3月18日は、定刻午前10時から本会議を開いていただき、逐次、議案を上程し、予算審査特別委員長及び各常任委員長より報告をいただき、質疑、討論を経て、採決をお願いする。

次に、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問1件の提出が予定されておりますので、それを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決をお願いする。

次に、発議案の提出が予定されておりますので、それを上程し、提案者から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て、採決をお願いする。また、陳情が採択された場合には、発議案として意見書の提出が考えられますので、その場合にはそれを上程し、発議者から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て、採決をお願いし、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして、今期定例会が運営されるものと存じます。

以上、申し上げます、諸般の報告を終わります。

行 政 報 告

○議長（黒川民雄君） 日程第2、行政報告であります。

市長の報告を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） 皆さん、おはようございます。本日、令和3年3月勝浦市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議いただくことといたしました。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

勝浦市における新型コロナウイルスワクチン接種体制について、申し上げます。

去る2月17日から、国内では、医療従事者等へワクチンの先行接種が開始され、今後は、国の示す接種順位に沿って段階的に、65歳以上の高齢者の方、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者の方などに対しての優先接種の後、16歳以上の方への接種が行われることとされております。

本市においても、このワクチン接種を国が掲げるスケジュールに沿って、的確かつ迅速に進める必要があることから、65歳以上の高齢者の方を対象としまして、接種意向調査や勝浦市芸術文化交流センターを接種会場として想定した上での集団接種訓練を実施し、感染予防対策や会場内での接種対象者の動きなど、接種のための諸事項の確認及びそれに係る課題等を洗い出し、協議、検討しているところでございます。

また、今後、本格的に進められる本事業に関して、その重要性を勘案し、専属的な対応を執り行えるよう、本日付で市民課内に新型コロナウイルスワクチン接種対策班を創設したところでございます。

市民の皆様の健康と安全を第一に、この重要な国策を完遂するため、全力を尽くしてまいりますので、引き続き、皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（黒川民雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの18日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（黒川民雄君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、照川由美子議員及び松崎栄二議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（黒川民雄君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、既に各議員に配付してありますので、御了承願います。

日程第5、議案を上程いたします。議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第1号及び議案第2号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案する議案は、いずれも令和2年度勝浦市一般会計補正予算について、緊急を要したため、専決処分したもので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、御承認をいただこうとするものでございます。

初めに、議案第1号について、申し上げます。

本案は、令和2年度勝浦市一般会計補正予算であります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、令和2年12月のふるさと応援寄附金が決算見込みを上回る金額であったことから、ふるさと応援基金への積立金及びふるさと応援寄附者

特産品等贈呈事業費等と、これに伴う繰入金のほか、国において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されたことにより、市内小中学校での部活動が休止され、児童生徒の下校時間及び公共交通機関における乗車人員等の調整が困難なことから、これを補完するための下校用バスの借上げに要する経費に伴う令和２年度勝浦市一般会計補正予算について、緊急を要するものと認め、去る令和３年１月１２日に専決処分したものであります。

歳入歳出予算においては、既定予算に２億１,１５４万６,０００円を追加し、これによる予算総額を１２４億２,７３１万１,０００円としたものであります。

歳出予算においては、総務費の総務管理費に２億１,０３９万９,０００円、教育費の小学校費に１１４万７,０００円を追加したものであります。

これに対する財源として、歳入予算に寄附金２億円、繰入金１,１５４万６,０００円を追加計上したものであります。

次に、議案第２号について、申し上げます。

本案は、令和２年度勝浦市一般会計補正予算であります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保するための関連経費及び（仮称）かつうら海中公園再生計画事業に関する地質調査業務委託等の経費に伴う令和２年度勝浦市一般会計補正予算について、緊急を要するものと認め、去る令和３年２月５日に専決処分をしたものであります。

歳入歳出予算においては、既定予算に１,７６９万５,０００円を追加し、これによる予算総額を１２４億４,５００万６,０００円としたものであります。

歳出予算においては、衛生費の保健衛生費に１,２３０万５,０００円、商工費に５３９万円を追加したものであります。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に国庫支出金１,２３０万５,０００円、繰入金５３９万円を追加計上したものであります。

以上で、議案第１号及び議案第２号の提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入ります。発言につきましては、会議規則第５５条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに、発言は簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、議員の発言は、それぞれ答弁を含め３０分程度とされますよう協力をお願いを申し添えます。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、鈴木克己議員。

○１番（鈴木克己君） それでは、ただいま市長から説明があった議案第２号の７ページ、観光費、（仮称）かつうら海中公園再生計画事業委託料について、お伺いいたします。

これは１２月議会のほうで、この計画が急遽、提案されて、先週、説明が業者のほうからありましたが、４億円を使って、かつうら海中公園の現在、無料休憩所になっているところをリニューアルして整備しようという、これは説明を受けました。

ただ、現在、この委託についてはまだ、３月１０日でしたか、成果物の提出日だということなので、まだ途中の段階だと思います。それが前提なんですけど、それを行うに当たって、（仮称）かつうら海中公園滞在型観光施設建設工事基本設計業務委託仕様書に基づいて、これは石井建築事務所がやることになっていますが、その中に地質調査という、各種調査の中に地質調査という、仕様書の中にあるんですね。

地質調査については、もちろんこれをやらないと、設計ができないと私は思います。地質調査をやった上で、その上に建つ建物の詳細な設計が上がってくるのが、基本でありますので、まず、それがこの仕様書の中にも地質調査とうたっておりまして、当然の話ですが。その中に建設設計の配置、構造等に必要なボーリング調査を、発注者による負担で2か所程度実施する。なお、ボーリング調査位置、深度等については協議と。そのほかに、用地測量については、発注者による負担で実施するというふうに、ちゃんと明記されていますので、これは市が負担してやるべき事業だというふうな、最初からそういうことになっていますが、仕様書が出たのは、まず、いつなのか伺います。

それと先ほど市長の説明では、緊急を要するという、基本的に専決予算については、緊急を要する。要は、緊急性があるから、市長の決裁で予算を決めていくということが、これは当たり前の話ですけど。なぜここに、緊急を要するからやるというふうな説明があったのか。これは緊急じゃないでしょう。最初から決まっている話は。本来であれば、12月の補正に載せて協議すべき話なんですけど、その点について、緊急を要するというのは、市長、説明が間違っています。

そういうことで、その辺について2点伺います。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。長田企画課長。

○企画課長（長田 悟君） お答えします。この地質調査、ボーリング調査でございますが、実際に海中公園をつくったときのボーリング調査というものをしたと思われまして、企画課のほうで調査というか、海中公園とビジターセンターは県のほうの施設であります、そのボーリング調査がしたかどうかということを確認しておりました。

今、議員さんが言われますように、基本設計につきましては、ボーリング調査等につきましては、必要だということは認識しておりますが、こちらのほうにつきましても、使えるものがあるかどうかということで、県、海中公園のほうに確認したところでございます。

その中で、有効なものはなかったということでございまして、この工期の関係等からしまして、専決処分というような形になったという形でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。緊急性について。長田企画課長。

○企画課長（長田 悟君） お答えします。緊急性としましては、この事業につきましては拠点整備交付金を使うということで、来年度、令和3年度に完成だということでございます。

この期間を考慮いたしますと、この時期に地質調査しなければいけないという判断でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 正直に言ってください。今の、正直な答弁ですか。

もう既に仕様書にうたわれているんですよ。仕様書にうたわれているということは、それをやった上で、設計者のほうも、建物の設計等をやっていくんですよ。

隣のビジターセンターと何メートル離れていますか。ボーリング調査というのは、その建物の下に、どういう地質があるのかということを調べない限りは、上物、建たないんですよ。隣がこうだから、こっちもこうだろうという予測の上では、これは恐らくやらないと思います。後で、そういう専門のプロの方が話があると思いますけど。

その上で対応するのに、これを専決で、急を要するからなんて、それは。これは専決したか

ら、もう事業やっているんでしょうけど、ちゃんとした説明を議会のほうでしてください。結局忘れたんでしょう、頼むの。そうじゃないんですか。私はそう思いますよ。

だから、今のような隣のビジターセンターのが使えるかどうかなんというのは、後づけの言い訳にしか聞こえません。そこをしっかりと議会のほうで説明してもらわなきゃ困ります。

これだって、幾らですか。市費を全部使うんでしょう。539万円。そのほかにも測量業務を132万円。これ、測量は確定してなかったんですか、あの場所が。今から測量を始める。建物があって、測量はできるでしょう。ボーリング調査については、はっきり言えば、建物があってもできると思いますけど、それは私、技術的なことは分かりませんが。あそこは砂地だったり岩盤だったり、駐車場をつくろうとしたところは穴が開いていたり、そういう、地形というのはえらい違うんですよ。

ですから、これははっきり、もちろん予算、専決してあるんだから、予算としては通ると思います。通る、通さないじゃないけど。もうやっているんですから。今どんな状況になっているか、このボーリング調査。そして、その結果が出ているのかどうか。それによっては、今、設計しているものに大きな影響がある。

マックスで4億円というものを全て使って設計しているんで、それ以上、上積みはないと思いますが、そのところをもう一度しっかり説明していただきたい。

それとあと、予算にある測量業務。これは6筆ありますが、ここについても図面出すべきですよ。現状のものと、どこまでこの6筆が関わっているのか。この測量業務については今回、12月で話が出て、先週、説明があったものが、ここに関わるんだと、当然そう思いますけど、1,094平米のですね。これ、図面を出して説明いただかないと、どこにどう載ってくるのか分かりません。ただ単に、やりますだけじゃ、これは説明になりませんので。

専決したということは、市長は図面を見ていると思いますので、至急、図面を議員全部に配ってもらいたい。その上で協議をしたい。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。ボーリング調査につきましては、本日より、実際にボーリングの実施をするというふうに聞いております。

測量の件につきましては、ちょっとこちらで資料が、公図その他の資料はありますが、ちょっとその辺が、今、出せるところについては出したいと思いますが、その辺については、また検討したいと思います。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 既に専決の予算なので、委員会も何もないんですが、今言ったことをやはり皆さんに真摯に、この議会に提案するのであれば、考えてください。500万円は使うんですから、使っているんですから。そして、今日からボーリング調査を始める。

そのボーリング調査の入札もやったんでしょうけど、今日から始まるということは、業者が決まっています。入札をやって決まったのか。それともこれは、建築決まっているから、建築会社のほうにそれを委託してしまったのか、その辺について伺いして、終わりにします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。地質調査、それから測量調査とも随意契約とい

うことで、見積りを2社以上、徴収して、最低の金額のところに実施委託しているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） 私のほうからは議案第12号、6ページになります。新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業の1,230万5,000円。こちらの中の需用費533万6,000円。この中、さらに下のほうの接種業務用消耗品495万5,955円の中に、注射器だの、アルコール綿なんかの予算が計上されておりますが、会場で万が一、副反応が起きた場合、呼吸困難なんかが起きた場合、アナフィラキシーショックが起きた場合のエピペン等の薬品は当然入っていると思うんですが、これが入っているかどうか。本当だったら、ここ明記していただきたいなと思っていたので、当然あると思うんですが、あるかないかの確認と、あと、その数量が分かれば、それをお知らせいただきたいというのが1点と。

あと、その下の印刷製本費、こちらの予診票の印刷製本費なんですが、これは恐らくクーポンと一緒に送られてくる予診票だと思うんですが、この予診表が接種の当日、これをいかに早くするかで、接種のスピードが変わってくるのではないかと考えております。こちらについて、内容については、また一般質問のほうで詳しくお聞きいたしますが、この3万部というのは、勝浦で接種なさる方の2回分のものを印刷しているのかどうかだと思うんですが、これを一応、確認をさせていただきたいと思います。

それから役務費の267万8,000円。これの通信運搬費なんですが、郵便料の164万7,000円。これ接種券・案内文の郵送料なんですが、65歳以上とあるんですが、例えばこれ、施設に入っていらっしゃる方なんかに対しても当然、送っていらっしゃると思うんですが、意思の確認ができない方に対して、これも一般質問で聞きますが、それをどういうふうにするのかを教えてくださいたいと思います。

もう一点が委託料、319万5,000円。これ、コールセンターの業務委託料264万円なんですが、オペレーター5人、平日9時から17時、3月15日から31日までで264万円。これだと、1人当たり52万8,000円ぐらいの割合になるんですが、当然、コールセンターでの業務だけではないと思うんですが、これについての説明をお願いいたします。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。私のほうからは、6ページの新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業1,230万5,000円についてでございます。

まず1つ目、エピペンの購入についてでございますが、補足説明書の需用費、消耗品費、接種業務用消耗品の495万5,955円の中で、購入をする予定でございます。

また、その数量につきましては、医師会からも、会場に設置してほしい旨のオーダーもございますので、1本、1万2,000円程度のものを10本用意する予定でございます。

続きまして、印刷製本費の予診票の印刷製本費8万520円につきましては、印刷単価、1部2,684円の3万部分でございます。この3万の根拠でございますが、16歳以上の接種対象者を約1万5,000人と見込みまして、その2回分を積算したところでございます。

続きまして、役務費の通信運搬費、郵便料の164万7,000円の接種券・案内文等発送郵便料（65歳以上対象）につきましては、施設入所者の対応でございますが、勝浦市内の施設入所者は、施設ごとにお届けする予定でございます。また、接種方法などにつきましては、集団接種

ではなくて、施設が集合契約をしている医療機関の医師が巡回する接種や、老人保健施設などでは、当該施設の施設員などがいるというふうに聞いておりますので、施設ごとの状況に応じて対応したいと考えております。

御質問の、入所者などで、意思の確認が難しい方などにつきましては、まず御家族の同意が必要になります。それができない方は、かかりつけの医師の判断により接種をしたいと考えております。

続いて、委託料の319万5,000円のうち、コールセンター委託料264万円についてでございます。まず、このコールセンターの委託契約につきましては、厚生労働省より、緊急性があり、競争入札に付することができないものとして取り扱える旨が示されておりますことから、随意契約として契約をさせていただきました。また、この随意契約にあたりましては、複数の業者より見積りを徴しまして、決定したところでございます。

そして、この金額の妥当性についてでございますが、委託業務内容には、コールセンターの受付業務のみならず、管理運営業務といたしまして、場所や設備、必要機材の確保やマニュアルの整備、人材の確保や研修などもございますので、こうしたことから、他の業者との比較や業務内容を鑑みて、妥当であると考えております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。次に、寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 私から議案の、先ほど鈴木議員のほうが言われた7ページ、海中公園の再生事業計画、これについての専決処分、確かに前段者からいろいろあった中で、どうもやっぱりもう少し……。

海中公園、やることはいいんですよ。もう少し煮詰めた話というのが何でできてないのかというのも、ちょっと不可解な面あるし。人に聞かれて、説明もできない。なぜかといいますと、プロポーザルは公示して、1月20日まで。その後、今度はボーリングを2月5日の中の仕様書にも書かれていると先ほど来から言われている中でね。

これは順番として、そして長田企画課長、データがない。これ、本当にないのかという問題ですよ。県の施設、あそこは磯根あって、あの道路から磯根の岩盤というのは、七、八メートルあるのかね。それを15メートル、これにとっている。ボーリングデータ3か所。

確かに、先ほど来の前段者は、ほかの件もというけど、多少なりはその位置、人の流れというのは、そこにあるわけですよ。水産課長にいっても目が向こうに向いている。

そういう中で、どうもこの件も、大体私もセミプロみたいな仕事しているんだけど、ボーリング、メートル当たり大体1万二、三千円ですよ、はっきり言って。それは末端価格ね。そこに経費が乗ってくるかどうかという問題もあるんだろうけど。

そこに2万円かけたっていいですよ。45メートル、90万円です。そこに経費乗せてという問題。先ほど随意契約といいましたよね、課長ね。随意契約というのは、設計者に対する随意契約で、もうそれなりの話で。課長なんかはいつも言うように、精査できる問題がどうなのかと私も思うんだけど。実際、皆さん、利益の中で仕事することだから、多少のことはいいんですよ。そんな重箱の隅突つつく話でもないだろうけど。

だけど、ある程度、この辺の問題というのは、本当に500何万円もかかるのかと思っちゃう。それは、出てきたものをどのように精査し、じゃ、競争入札で、あるいはあいみつでという問題もあるんでしょうけど。

その辺、どのように……。ただ、それ言うと、課長ももう随意契約でしかいえないんだろうけど、そういう答弁を求めて、答えられるんですかという問題です。

そして、今、勝浦市内でも、私もいろんな問題で地積測量やっていますよ。勝浦市が大多喜の測量屋に頼んでいるのか。そういう中で、平米的に大体300坪。いろいろあるんでしょうけど、測量代の問題。この辺も実際上がってきたのを、はい、分かりましたと。地籍測量やっている人間が、安いんですよと私は言われた、立会いのもとにね。だから、その辺での勘案というのが、どうなっているのか。

そして、確かに専決処分ですから、今日からボーリング調査を始めますよという話であるんですけどね。実際、企画課長、本当にデータがなかったのか。県の建物で、大体において、ボーリングしないで、平屋だからいいだろうという昔の話もあるか分からないけど、どこかにあるわけですよ。それを探した。ないから、これをボーリングしたというんですけど、本当にどこまで調べたのか。

県は、ほかのデータをデータ化するために、我々民間のデータを全部集約し、それを使えるものは使っていこうよという考えが、もう15年前から県は考えていますよ、聞いていただければね。

そこで、あの建物が、海中公園がいつですか。30年前できたのかな。そのときにやっぱりある程度の設計書の中で、順番で行っていると思うしという問題ね。再度、伺っておきます。本当にどこまで調べたのか。ただ、ないから、ありませんから、そういう話というので終わりにされても困るんだけど。仕事って、やり切って仕事だし、実際どこまで詰めて仕事だろうしという問題ね。

あと観光課長、なぜこういう厳しい話なのかというと、先ほどの、大体民間のボーリングはメートル当たり1万二、三千円の話ですよ。これはどこのボーリング屋に本音で聞けば分かるんですよ。それはいいですよ、1万5,000円でも2万円でも、メートル的にね。5,000円変わったって、45メートルで20万円ちょっと、22万5,000円しか変わらないから。

話は、議長もさっきも簡潔にと言われたけど、私、話、もし許されるのであれば、昨日、八幡公園に行ってきた。お万様のところね。あそこ、ちょっと直したのだから、もうくぎが飛び出ていて、けつまずいてね。あれ直すように言ったけど、全部やっていない。それはそれで、聞いておけばいいだけの話。観光客いっぱい来ている。それはそれでいいんです。それは終わりね。

だから、そういう面も踏まえて、このボーリング関係の話を少しでも皆さんが努力したら、いろんな方面に市民のために使えるでしょうというのが、私の趣旨です。

そういう中で、このボーリングデータを、随意契約というものをどのように決めたのか。来たものは分かりましたの話なのか、それだけ。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。最初に、長田企画課長。

○企画課長（長田 悟君） お答えします。このボーリング調査、県のほうのビジターセンターの関係なんですけども、これは県の担当のほうに企画課のほうから問合せをしまして、向こうのほうの回答、また向こうの担当につきましても、親切丁寧に調べてもらいました。

しかしながら、そのときに、現在のところ、まだ、そういうものはないというような回答をいただいています。

また、海中公園につきましても、私と担当が海中公園の資料、これも再三、見に行きましたけども、そのような資料がなかったということは、自分でも確認しております。

そういう際に今回、業者、設計会社と協議の中で、ボーリングに至ったという経緯でございます。以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。地質調査と、それから測量業務調査についての金額についてでございます。

見積りを徴収するにあたり、市役所の都市建設課のほうにも工事設計書を、工事設計を依頼しておりまして、その金額を概算で、はじいていただいております。その結果、見積りで上がってきた金額につきましては、あまり相違がないということで、妥当と認めております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） まず企画課長。それは担当も丁寧に教えてくる。元設計書が当然あるわけでしょう。元設計書には、これが仮に何メートルのボーリングをしたのか、しないのか別にしても、元設計書で、その中の基礎設計というのはやっているんだから、元図は、金文字であるのかどうか、それは保管されていないのかという問題ですよ。

担当課がどこのを言ったのか分からないけど。調べたって、丁寧に調べてくれたと課長が言うから、それを信用するんでしょうけど。ないなんて、ないですよ。はっきり言って。民間だって、ある程度の企業になれば、みんな持っているから。

そこまで、だから真剣になって調べたものの回答がそうだからといって。だから、やるにあたって、真剣になって……。そのものを真剣になっていっているんだけど、その真剣さがよく分からない。あなた、笑っているけど、市民にしたって、そうだよ。たるんでるんだよ。

それは再度、もう一度、土木事務所か。土木事務所だって、保管……。いや、なぜいうと、私の今かかっている、どこの設計屋がやったか、ある程度の設計屋がやっているんですよ、県の施設だって。今、私がかかっているものだって、ちゃんとくい打って、ちゃんとに仕事されているから、その仕事を仕事としてやるんですよ。いいかげんに、これでいいのかという話にはならないんですよ。ましてや民間の場合は。生きるか死ぬかだから。

それを再度。もう今日からボーリング入っちゃうんだから、しょうがないけどね、言っている意味が。

あと、商工課長。実際、建設課に聞いたら、それと相違ありませんって。それは、県の積算基準の中で、建設課やるのか分からないけど、前から言うように勝浦独自の、補助金の問題もあるんだろうけど、ある程度、煮詰めたものをやっていかないで、その歩掛かり、積算基準を建設課が出したから、課長も分からないから、それを聞くしかないんでしょうけどね。その辺どうなのか。あれ実際、ちょっと私的にはこの500万円って高いのかなと思っているだけ。

そこで、建設課長、その基準をどこから持ってきたのか。その測量と、その積算は県なのか。あるいは、ほかからとった見積書を商工課長に出したのか、先ほどそう言ったから。その辺をお伺いします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。最初に、長田企画課長。

○企画課長（長田 悟君） お答えいたします。先ほども申しましたように、私のほうとしまして、

県と連携をいたしまして、ビジターセンターのボーリング調査の書類ということで、県のほうには照会をかけて、調べていただきたいということで再三、行きました。

しかしながら、現在のところ、まだ、そこまでのものが見つかってなかったということでございますので、今回の専決処分で行っているところであると考えています。

また、県のほうには再度、ビジターセンターのものがあるかどうか、これは確認させていただきたいと思います。

○議長（黒川民雄君） 次に、川上都市建設課長。

○都市建設課長（川上行広君） お答えいたします。御質問の積算基準、歩掛かり、これについては、議員も御承知かと思いますが、県、国からデータのものが送られてきております。

なので、今回、企画課、観光商工課、この事業を実施するにあたって、うちのほうの職員、資格を持っている職員が同席した中で協議して、必要に応じて、この積算基準、歩掛かり、これをもって、設計のほうを見ております。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 今後のためにも、この辺ははっきりしておかなければいけない問題は、私なりに前から言ってんだけどね。今始まった話ではないんだけど。

その積算基準の、要するに幅ありますよね。例えば100万円するものであれば、85万円とか、当然入札の話じゃないけど。その積算をちゃんと、その積算の数字に並べなければいけないのかという話になってくる仕事と、ある程度、煮詰めて精査して、観光課長に出したものと、その辺の話というのは、今後のいろいろな面の入札においてもできるのかどうか。その辺、お願いします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。川上都市建設課長。

○都市建設課長（川上行広君） お答えいたします。御質問の今後について、今回の設計も含めてですが、当然、国、県から示されている積算基準、歩掛かりでございますので、それにのっとって適正に実施していきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（黒川民雄君） 質疑の途中ではありますが、11時5分まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁漏れがありましたので、川上都市建設課長。

○都市建設課長（川上行広君） 失礼いたしました。先ほどの御質問の中で、うちのほうで積算したものを発注に至る経緯といたしましての、これは契約サイドあると思いますが、今後についても御意見を踏まえて、ただ、業界サイドからも、そういった経費云々の率については縮小というか、その辺については、要望は出ておりますので、議員の御意見を参考にしながら、今後の事務に対応したいと考えております。以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） それでは私のほうは、これまでの論議を踏まえて、なるべく重ならないような質問していきたいと思いますが、専門的な論議の後に単純な質問をさせていただきます。

第12号 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業についてというところで、職員手当

等において、時間外勤務手当、班員6名分、64万9,000円計上されていますが、まず班員の業種を伺います。また、どのような接種体制の確保を行うのか。その概略について、お伺いをします。

次に7ページ、かつうら浦海中公園再生計画事業。今、様々な話がされましたが、委託料539万円のうち、地質調査業務委託料として、407万円の計上。これの調査の内容、方法の詳細、何か3本通すということですが。それから最後に、2月に専決処分になった理由を簡潔にお願いします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。最初に、岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。私のほうから、6ページの新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業の職員手当等、時間外勤務手当といたしまして、64万9,000円の計上のワクチン接種対策班の業種等について、お答えいたします。

まず、班員の構成でございますが、事務職員が3名、医療職といたしまして、保健師1名、看護師1名、准看護師1名、以上6名の職員に加えて、会計年度任用職員1名という体制でございます。

また時間外手当は、この6名の職員の1人につきまして約40時間の部分を計上しているところでございます。

続いて、どのような接種体制を行うのか、確保するのかというような御質問でございます。当面は、4月の65歳以上の方の集団接種を円滑にスタートさせること。これによりまして、安心して接種していただく環境づくりを目指しているところでございます。

また、一般の方につきましては、ある程度、長期戦になることも予想されますので、その時々状況に応じて、ほかのオプションも排除せずに、今後、体制を整備してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。私からは地質調査業務の件でございます。

調査の内容ということでございますが、まず、この無料休憩所の建物の周辺に3か所、点を取りまして、土質のボーリング調査を行います。3か所で、それぞれ6メートル、10メートル、15メートルと掘り出します。

さらに標準貫入試験ということで、粘性土、シルトが6回、砂、砂質土が10回、それから柔岩が15回ということでございます。

それから、それに対しての土質の試験を行います。それがそれぞれ、土の水を含む量とか、それから粒子の密度といったところを、それぞれ10試料ですか、10個ずつとってやります。

土質ボーリングにつきましては、ノンコアボーリングが2回、それからオールコアボーリングが1回となっております。

それから、嵌入試験でございますけれども、これにつきましては、通常の試験に加えまして、スウェーデン式サウンディング試験も取り入れて調査を行うという形になっております。

それから、2月に専決するという理由でございますけれども、先ほど来、お話にありましたとおり、令和3年度中にこの建物を完成させるということでございますので、これをスケジュール的にいろいろとスケジューリングしてきているところでございますが、この時期に設計で遅れをとるということは、来年3月までに建築物ができるという条件におきましては、かなり

厳しいということを考えまして、この2月5日に専決処分とさせていただいております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） ワクチン接種につきましては、班員の業種はよく分かりました。

後でまた、そこいらをちょっと、聞き取れなかった面がありますので、その詳細についてちょっと説明していただければよろしいかなと思うんですが、接種を行うのは医師でしょうか、看護師でしょうか。

いろいろと今まで論議があったということを聞いておりますが、最終的に接種の体制、接種を行っていく人について、何か見通しがあれば、よろしくお願いします。

それから、医療廃棄物処理の点については、前段でも話が出ましたが、55万5,000円。実際にこの55万円という数字は、何回だとか、そういうのがちょっと見えていないんですが、どのような処理の仕方ということで、55万円になっているのか、伺いたいというふうに思います。

次に、ボーリング調査のほうなんです。これをまだ、やっていなかったんだという率直な感想を最初、持ちました。個人的な理由もあり、そこいらの期間をちょっとワープしてしまいましたので、一昨日、現場を見てまいりました。もしかして、ここで事情があったのではないかなと。以前の調査を生かすのが普通かなと今まで思っていたので、そこいらがどうだったのか。間に合わなかった事情というものが、あったのではないかというふうなところを思いました。

勝浦市にとっては唯一、観光施設。このところを閉じていくのか、生かしていくのか。その大きなスパンの中で、実際、検討のスパンは本当に短い。今まで長い間、この観光施設をどのようにしていこうかという、私たち議員も多くの課題を持ちながら、いろんな質疑をしてまいりましたが、やっぱり国との短いやり取りの中で、様々なことが急遽、起こったのではないかと。

決断が今、必要というところで、私は、今回は大きなこの大局を捉えて、これを認めて、先に進みたいという思いを強く持っているものですが、これは市長さんに伺います。やはり事情があったのではないかというふうに推測されますが、そのところを端的に伺うわけにはいかないでしょうか。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。最初に、岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、ワクチン接種についてでございますが、せんだって、キュステにおいて集団接種の訓練を行ったり、先週につきましては、医師会の先生方との会議というのも行いまして、そうした中で、実際に接種するのは看護師ということになります。

問診を医師がやりまして、接種は看護師がやることになります。

また、医療廃棄物につきましては、これは一箱幾らというような単価で、1箱4,620円ということでございますので、これの120杯分を見込んでおります。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、土屋市長。

○市長（土屋 元君） 海中公園の今回のボーリング調査と測量については、過去の調査データが使えるものというのが、思い込みでありましたもので、本来、鈴木議員をはじめ、他の議員から御指摘のとおり、本来ならば、12月議会で補正予算として計上すべきであったところだと思います。

が、そういったことに至らず、進めてしまいましたことをおわび申し上げます。

ですから、その後、既存施設に関する関係資料を調査しましたが、分からないということでございまして、課長が資料の調査をする期間がないものですから、急を要するために専決処分ということにさせていただきました。

今後は専決処分を行うにあたりましては、皆様方に、本来望ましいことでありませぬので、常に議会にお諮りしながら慎重に、念頭に置きながら、今後、対応を図っていきたいと思いますので、何とぞ御了承のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 先日、私も高齢者ということで、通知をいただきました。こういうふうに、動いているというのを肌で実感しているところです。

接種する人は、医者になるのか、看護師になるのか。国では看護師というふうな方針を出していますし、勝浦はお医者さんが結構いる。人口の割に、いるのではないかなというふうに見ていましたので、そこいらは何か、問題になることはないと思うんですが、そういうところで十分な話し合いをして、看護師さんにやっていただくというところで了解いたしました。

あと、ボーリング調査にあたっては今、市長からおわびの言葉がありましたが、専決を、何でもこういうふうに専決で済ませていくという姿勢ではないと思うんです。この急遽来た大きな再活性に関わるプログラムをどう計画的にしていくか。その中で、たくさんの事情があり、そして急遽、私たちもこれを見て、えっ、何だというふうな気持ちは当然ありますが、やっぱりここは大きく大局を捉えて判断するということが、重要ではないかなと。質問ではございません。そういう思いで質問させていただきました。以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） それでは私のほうから、皆さんと同じく議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、7ページの海中公園の件でお聞きします。

いろんな御意見、出ておりましたので、通告では、令和2年度一般会計補正予算の工事費の中に組み込むべきじゃないですかという質問の通告をしていますけども、いろいろお話を聞いていますので、まず1点目、今、聞いた中で、海中公園の地質調査の資料を確認したと企画課長のほうからお話ありました。

これに関しては、いつぐらいの時期から、その調査をされたのかというタイミングが分かれば、教えていただきたいな。なぜそれを聞くかというと、専決処分として出されていて、12月に基本計画、基本設計の補正予算が出てきて、2月5日に専決をするわけです。

ということは、その間に資料の確認をされていると思うんです。資料確認されて、もしお時間があつたのであれば、我々に説明する時間があつたのではないかなと。専決ではなくて、臨時議会を開いて、我々に説明をすることができたのではないかなというふうに思いましたので、まず、企画課長のほうに質問させていただきます。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。長田企画課長。

○企画課長（長田 悟君） お答えします。この計画のほうにつきましては、12月の議会のほうに計上させていただいて承認を得たところでございます。

時期としましては、その前、11月ぐらいだというように私のほうは記憶しております。これも海中公園と、再三になりますが、県のほうにも、それを確認をしていたということでござい

ます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 11月頃に調査をしていて、資料がなかったために専決をされたというふうに捉えていいものなのか。

そうすると何かあれですね。流れ的に面白い形が出来上がっていかないですか。それについてはもう一回、もう一度、聞かせていただきますけど、緊急を要するために専決処分をしますよということで、交付金の件で、令和3年度中にこの工事を終わりにしなきゃいけないんだというふうに観光課長おっしゃってありました。

現在、そのスケジュールがもうあるわけですよ。どの辺で地質調査を終えて、解体工事に入ってというところがあると思うんですけど、その辺をちょっと教えてください。

そもそもなんですけど、この専決自体が、承認されようが、不承認になろうが、これというのは、我々からすれば何の効力もなく、それというのは進んでいくわけですが、やはり丁寧な説明があるべきではないかなというふうに思いました。

市長にお伺いしますけども、市長、先ほど謝罪をされていましたが、この件が、なぜ専決にしなきゃいけなかったのか。時間があつたら、臨時議会を開いて、説明をするということが、なぜできなかったのかをお聞きしたいと思います。

この案件に関しては、12月議会でも非常にいろんな御意見があつて、そして2月の、最近ですよ。全員説明会が開かれて、そこで業者さんが説明をしている。そのときにでも、この話は一切出てきていない。あまりにも説明不足ではないかなというふうに私は思います。

もし市長が以前のようにこちらの席に座って、この専決処分のお話を聞いていたら、議会軽視だというふうに言っていたんじゃないかなというふうに強く思いますが、その辺は市長いかがでしょうか。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。最初に、長田企画課長。

○企画課長（長田 悟君） お答えいたします。この12月からの専決処分までのことということですが、私のほうとしましても、地質調査等の確認を県とかにしておりました。

しかしながら最終的には、ここを設計するプロポーザルが決まり、その業者と協議というものが必要かというような形でも考えておりました。

そういう面で一応、プロポーザルが決まり、その後、業者が決定した後に実施と。これも先ほど観光課長が言いましたように、令和3年度の事業だということでございます。このタイムスケジュールを見たときにつきましては、当然2月に専決させてもらったというような状況になりましたけども、このタイムスケジュールでないと、基本設計ができないということでございますので、こういう形になったということでございます。以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。この（仮称）かつうら海中公園滞在型観光施設建設工事の大まかな今の段階でのスケジュールの見込みでございます。

この3月の議会で、計上しております補正予算が認められた場合、すぐさま実施設計、それから解体工事、本体工事、それから工事監理含めたプロポーザルを公募としてつけさせていただきます。

このプロポーザルにつきましては、4月にかけてプロポーザルの期間としてさせていただい

て、そこからはちょっと不透明な部分も含むということで考えていただきたいと思いますけども、4月の下旬もしくは5月の上旬にはヒアリングをした後に、業者を決定させていただきたいと。ただ、その業者を決定したときには、議決の案件でございますので、うちのほうは今考えているのは、5月中の議会において、この業者の御承認を議会において、いただきたいというふうに考えております。

それが終わったら、今度は、実際の解体設計と実施設計を同時に走らせ、7月からは解体工事をできれば始めたいと。解体工事につきましても、2か月ほどかかる皮算用でございます。

その全てが終わって本体工事にかかるのが9月です。そこから2月、3月までの完成を目指して工事を進めていくというのが、今現在の大まかなスケジュールでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、土屋市長。

○市長（土屋 元君） 先ほど、おわびも申し上げましたが、当該施設の建設に関するボーリングと測量については、既存施設に係る調査資料等が活用できるというようなことを予想しておりましたが、予想が外れて、なかなか資料がないということの中と、令和3年度の中での完成というスケジュールの中で、やはりこれは早急にボーリング、測量調査やっていかなくちやいけないという中で、させていただきました。

そういったこと、決して議会軽視ということではありませんが、先ほども、本来ならば、専決処分はあるべきということじゃなくて、できるだけ議会にお諮りして進めていくというようなことを先ほど述べさせていただきましたが、そうしたことを踏まえて、今後は対応していきたいということで、御了承願いたいということを強く思うわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川民雄君） ほかに、磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） そうしましたら、最後お聞きしたいのは、今回の地質調査の件だけが専決で上がってきている。補正のほうでは、4億円のほうが上がってきている。これを別々にした理由というのは何かあれば教えてください。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。地質それから測量について、この時期で、その以外の補正が3月議会に載っていることについての御説明でございますが、基本設計を設計するのに、地質、それから測量のデータが必要であるということで今、基本設計を進めさせていただいておりますが、それを設計するのにそのデータが必要であったということで、先に予算を執行させていただいております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 通告はしておりませんが、関連質問ということで、議案第2号の海中公園再生計画事業について、お伺いしたいと思います。

市長から丁寧な御説明をいただいたというふうに思いますが、一方で、専決となった理由を伺っておりますと、市長とも、また関係課長とも、緊急を要するためであると。その緊急を要するというのが、いわゆる工期を令和3年度中に完成させるためということと、拠点整備交付金事業の交付金をいただくためということだと思うんですね。国の予算を取るために、議会への説明が遅れてしまうというのは、これ本末転倒じゃないかなというふうに思うんです。

12月議会でも、この件に関しては、かなり多くの議員から多くの時間を割いて質問がされました。総務文教常任委員会でも、かなりの時間をかけて、もっと丁寧にきめ細やかに、議員に対して御説明をいただきたいという発言が多々あったはずです。委員長報告でも、そのように申し上げました。それに対して執行部の皆さんからは、そのようにいたしますとお答えをいただいたわけで。

しかしながら、議員全員説明会でも、この件は説明されていないということになると、なぜ、こういうことになってしまうのかなという疑問が単純に湧いてしまいます。

ですので、市長にこれ、お伺いしたいんですけども、工期の関係、国の交付金の関係、よく分かります。それに対して、何とかやっていきたいんだということがあったにせよ、それは議会への説明が疎かになっていいという理由と対ではないはずです。今回、ここまで説明が遅れてしまった理由について、また今後のもう一回、この件に関しては詳細な丁寧な説明を議会に対してしていくんだということについても、もう一度お考えを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 今回、先ほども御説明しましたが、本来ならば、既存施設の調査データが、過去のデータが活用できるというような形で思っておりましたが、それが無いということで、急遽、測量とボーリング調査をやらなければいけないということで、なったわけです。

ですから、そういった中で、これを失念したことをおわび申し上げましたが、そういった中と、やはりこのタイトなスケジュールの中で何とかやって、早く勝浦の観光活性化につなげていきたいという思いがありました。

ですから、再三再四言いましたように、専決事項は本来あるべき姿ではないということで、今後、反省し慎重に対応しながら、議会の皆さん方の御意見を諮っていただいて、そして進めていくことをお誓いして、何とか御理解いただきたいというふうに思うわけでございます。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○2番（狩野光一君） 前段者と同じように、通告はしておりませんが、関連で質問を1点させていただきます。7ページ、商工費のかつうら海中公園再生計画事業に関わる点でございます。

冒頭に市長からの説明の中で、専決理由として、地方自治法第179条第3項の規定を準用するというような説明がありましたけれども、ここで条項だけでなく、179条第3項がどのように書いてあるかというのをちょっと読みたいと思います。

「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」と、このようになっております。ですから、議会が招集できるんだろうか。時間的にもしかしたらないかなと、そういう段階では適用できない項目と理解をしております。

先ほど、前段質問にもありました。ここで、専決処分のされたものですので、我々が不承認をしても、その不承認の効力というのは効かない。つまり、専決処分の効力は失われないという内容のものなんですけれども、逆に今度、法律、条項に照らし合わせると、遵法か否かという点が問題になってくるのではないかと思います。

そこでお伺いしたいのは、この点について、市の顧問弁護士等への御意見、そういったもの

について、どういう形になっているのか。確認があるのかないのかも含めて、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。専決処分承認の御提案するにあたりまして、予算の専決処分にあたっての顧問弁護士への照会、確認という問いでございますが、特段、弁護士等には相談してございません。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。これをもって、質疑を……

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） お諮りいたします。ただいまの動議に賛成の議員の……。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 賛成多数であります。

よって、暫時休憩をいたします。

午前 1 1 時 3 8 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

○議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 1 号及び議案第 2 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号及び議案第 2 号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。鈴木克己議員。

○1 番（鈴木克己君） 私は、今、提案された専決処分、議案第 2 号について、討論をさせていただきます。

午前中のそれぞれの質疑の中で、いろいろな意見が出されました。そして専決ですから、まず、どうしても急を要するものということについての予算について、市長の専決できるということになりますが、今回出されている議案第 2 号については、それこそ新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業と、あと先ほど問題になったかつうら海中公園再生整備事業、この 2 点が専決ということになります。

そうしますと、コロナ対策について、これはもう既に今日付で対策班ができるということでもありますし、実際、勝浦市にいつワクチンが来るか、まだ定まっていないようではありますが、これについては着々と準備をする必要があることから、このことについては異論、全くないんではありますが、先ほど来いろいろ、数名の方が質疑したように、かつうち海中公園再生整備計画のうち、業務委託料と測量の業務委託料については、専決に該当しないと私は思います。な

ぜならば、このことは既に分かっていた事業でありますし、当然ながら、補正予算という枠組みの中で議論すべきものというふうに思います。

先ほど来、市長も謝罪をされましたが、その前に、やはり十分に検討することと、あとはそのものについて、我々市議会議員に分かりやすく丁寧な説明を必要とするものであります。

しかしながら、それもなく、今回、専決処分しましたということですが、この専決全体について、これを承認するかしないかといえ、不承認という形をとらざるを得ないということを表明いたします。

これは全体を不承認ではなく、コロナワクチンについては、先ほど言ったとおりのことありますので、これはどちらかというと、承認か不承認かということになりますので、この第2号については、私は不承認ということを申し述べて、討論に代えさせていただきます。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は承認することに決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手少数であります。よって、議案第2号は承認しないことに決しました。

議 案 上 程 ・ 説 明

○議長（黒川民雄君） 日程第6、議案を上程いたします。議案第3号 勝浦市長の給与の特例に関する条例の制定について、議案第4号 勝浦市個人情報保護条例及び勝浦市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、以上9件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第3号から議案第11号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第3号 勝浦市長の給与の特例に関する条例の制定について、申し上げます。

本案は、令和3年4月1日から令和5年7月30日まで、特例として、市長の給料の月額を100分の20減額し、あわせて期末手当の額を減額するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第4号 勝浦市個人情報保護条例及び勝浦市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、施行されたことを受け、関係条例の規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

主な改正点について申し上げますと、1点目は、特定の個人を識別する情報である指紋データや旅券番号等の個人識別符号など、個人情報の定義を明確化しようとするものであります。

2点目は、個人に対する不当な差別または偏見が生じないよう、人種、信条、病歴及び犯罪の経歴など、特に配慮を要する個人情報を明確にし、要配慮個人情報として定義しようとするものであります。

次に、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、勝浦市地域包括支援センター条例の規定により、本市における地域包括支援センターの公正・中立性を確保し、適切かつ円滑な運営を図ることを目的に設置する勝浦市地域包括支援センター運営協議会の委員について、法令における取扱いを整理する観点から非常勤の特別職として位置づけることに伴い、本条例について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第6号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、企業版ふるさと納税に係る基金を設置し、複数年にわたる寄附金の活用を可能とするため、本条例について、所要の改正をしようとするものであります。

企業版ふるさと納税は、勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業に対する企業からの寄附金であり、企業が本市の複数年にわたる事業に寄附する場合には、寄附金を基金に積み立てて、管理・活用する必要があります。

このため、本条例で規定する寄附者の社会的投資を具体化するための事業に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を追加することにより、基金の積立てを可能とし、また、企業にとっても寄附を行いやすい環境を整備することで、本市の地方創生施策を推進しようとするものであります。

次に、議案第7号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、通知カードが廃止されたことから、これに係る再交付手数料の規定を削

除する必要があるため、本条例について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第8号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、国民健康保険法及び国民健康保険法施行規則の規定、国が示す市町村国民健康保険条例参考例における適用除外規定との整合性を踏まえ、本条例について、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、特別養護老人ホームに収容されている者等に係る国民健康保険の適用除外規定の廃止及び児童福祉施設に入所している児童等で、民法に規定する扶養義務者のないものを、新たに国民健康保険の適用除外の対象にしようとするものであります。

次に、議案第9号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、平成30年度税制改正により、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されたことに伴い、本条例について、所要の改正をしようとするものであります。

改正点について申し上げますと、個人所得課税の見直しによる給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の控除額が振り替えられることに伴い、国民健康保険税の軽減判定での不利益変更につながらないよう、対象世帯の算定式を見直すものであります。

1点目は、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に、10万円を乗じて得た金額を加えるものであります。

2点目は、軽減判定所得基準の見直しに併せた規定の整備であり、軽減判定における65歳以上の者の公的年金に係る所得については、その所得から、15万円を特別控除した金額で判定しておりましたが、これを125万円となるように読み替えるものであります。

また、今回の改正につきましては、去る2月15日に勝浦市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、妥当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えます。

次に、議案第10号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、介護保険法の規定による介護保険事業計画について、現行の第7期計画が本年度で終了するため、新たに、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする第8期計画を策定するにあたり、本条例について、所要の改正をしようとするものであります。

なお、次期計画期間での保険料率については、介護給付費等準備基金を活用することで、現行の保険料率を維持することが可能であり、今回の改正では、変更は行わないものいたします。

また、今回の改正につきましては、第8期介護保険事業計画に含めて、介護保険運営協議会において御審議いただき、御承認をいただいておりますことを申し添えます。

次に、議案第11号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和3年1月25日に公布されたことに伴い、関係条例の規定を整備するため、所

要の改正をしようとするものであります。

主な改正の内容について申し上げますと、介護保険法等の規定による事業並びに事業者の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、利用者の利便性の向上及び事業者の業務負担軽減に関わる事項のほか、感染症及び事故に対する安全対策、さらには適切なハラスメント対策及び虐待防止等、人権擁護に関わる基準を新設しようとするものであります。

以上で、議案第3号から議案第11号までの提案理由の説明を終わります

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第12号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算、議案第13号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第14号 令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第15号 令和2年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第12号から議案第15号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第12号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、継続費の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に5億4,164万2,000円を追加し、予算総額を129億8,664万8,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費においては、総務管理費を主に3億3,216万8,000円を追加し、民生費においては、児童福祉費を主に600万1,000円を減額し、衛生費においては、保健衛生費を主に264万1,000円を減額し、農林水産業費においては、農業費を主に5,387万6,000円を減額し、商工費においては、3億8,733万6,000円を追加し、土木費においては、住宅費を主に3,661万2,000円を減額し、消防費においては、835万9,000円を減額し、教育費においては、小学校費を主に4,197万6,000円を減額し、災害復旧費においては、816万2,000円を減額し、公債費においては、2,023万5,000円を減額しようとするものであります。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に株式等譲渡所得割交付金300万円、環境性能割交付金300万円、地方交付税2億2,319万3,000円、国庫支出金2億741万3,000円、寄附金1,500万円、市債1億8,989万1,000円、自動車取得税交付金1,000円を追加計上し、市税1,562万5,000円、地方譲与税300万円、ゴルフ場利用税交付金300万円、地方特例交付金360万3,000円、分担金及び負担金48万円、使用料及び手数料40万円、県支出金3,189万9,000円、繰入金3,657万5,000円、諸収入527万4,000円を減額しようとするものであります。

継続費においては、防災行政無線デジタル化改修事業の総額を4億6,090万円とし、年割額を令和2年度4,148万1,000円、令和3年度1億6,592万4,000円、令和4年度1億6,592万4,000円、令和5年度8,757万1,000円に変更しようとするものであります。

繰越明許費においては、庁舎維持管理経費のほか19件について、年度内にその支出を終わら

ない見込みの額を翌年度に繰り越そうとするものであります。

地方債においては、観光施設整備事業債ほか2件を追加し、公営住宅整備事業債を廃止し、農道整備事業債ほか9件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第13号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正であります。

事業勘定においては、既定予算に1億4,167万9,000円を追加し、予算総額を23億6,320万4,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、保険給付費においては、1億4,748万円を追加し、国民健康保険事業費納付金においては、一般会計からの繰入れによる財源の組替えを行い、保健事業費においては、480万円を減額し、諸支出金においては、100万1,000円を減額しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に県支出金1億2,270万3,000円、繰入金1,897万6,000円を追加計上しようとするものであります。

直営診療施設勘定においては、歳入予算における財源の組替えの補正であり、繰入金のうち、一般会計繰入金に100万1,000円を追加計上し、事業勘定繰入金の100万1,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第14号 令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算から340万3,000円を減額し、予算総額を2億9,433万9,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、後期高齢者医療広域連合納付金において、340万3,000円を減額しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算における繰入金340万3,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第15号 令和2年度勝浦市介護保険特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算から83万3,000円を減額し、予算総額を23億8,659万1,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費の介護認定審査会費83万3,000円を減額しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算における繰入金83万3,000円を減額しようとするものであります。

以上で、議案第12号から議案第15号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） この際、担当課長から補足説明を求めます。植村財政課長。

〔財政課長 植村 仁君登壇〕

○財政課長（植村 仁君） 議案第12号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算（第13号）の補足説明

を申し上げます。

説明は、事項別明細書により、主なものについて申し上げます。

また、決算を見据え、減額等の予算計上したものに付きましては、説明を省略させていただきますので、併せてお願いいたします。

それでは、歳入から説明させていただきます。

恐れ入りますが、21ページをお開き願います。

1 款の市税であります。5 項入湯税につきましては、決算を見込み、計上するものであります。

次の2 款地方譲与税から、23ページの10款地方特例交付金までにつきましては、国、県からの決算見込情報に基づく計上であります。

次に、11款地方交付税の普通交付税につきましては、本年度当初予算額と交付確定額との差額を今回計上するものであります。

また、特別交付税につきましては、決算を見込み、計上いたしました。

次に、13款分担金及び負担金から、24ページの14款使用料及び手数料、15款国庫支出金を含め、27ページの16款県支出金までの計上につきましては、歳出に計上いたしました各事業の決算見込等にあわせ計上するものであります。

次に、下段、19款繰入金の2 目ふるさと応援基金繰入金につきましては、充当事業の決算見込に伴う財源振替等によるものであります。

次に、28ページをお開きください。

中段の21款諸収入の6 目雑入に計上しておりますサマージャンボ宝くじ市町村交付金及びハロウィンジャンボ宝くじ市町村交付金につきましては、今般、公益財団法人千葉県市町村振興協会より、交付決定がありましたことから計上するものであります。

なお、この交付金につきましては、教育費の芸術文化交流センター費の財源として充当するものであります。

次に、下段から29ページの22款市債につきましては、各種起債充当事業の決算見込み等に伴う計上であります。

なお、8 目商工債、1 節商工債の観光施設整備事業債の計上につきましては、（仮称）かつうら海中公園再生計画事業の実施に関わるもので、国庫補助金を差し引いた額に対して、充当率100%、交付税措置50%の補正予算債を計上するものであります。

次に、30ページをお開き願います。歳出であります。

2 款総務費の3 目財産管理費の庁舎維持管理経費561万円の計上につきましては、庁舎屋上チラーの補修工事の経費の計上であります。

その下の財政調整基金積立金3 億4,030万7,000円の計上につきましては、令和2 年度における剰余金分等を見込み、今回、積み立てようとするものであります。

次に、32ページをお開き願います。1 目戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度事業213万円につきましては、国庫補助の通知カード・個人番号カード関連事務交付金の上限額の増額によるものでございます。

次に、33ページを御覧ください。

3 款民生費であります。上段の1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費の勝浦市福祉基金積立

金1,000万円につきましては、岩瀬靖二様からの寄附金の積立てであります。

次に、35ページをお開き願います。

下段の2項児童福祉費、3目母子父子福祉費のひとり親家庭等医療費等助成事業143万円につきましては、令和3年4月から現物給付に対応するためのシステム改修費用の計上であります。

次に、37ページを御覧ください。

4款衛生費であります。1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の未熟児養育医療費給付事業60万1,000円及びその下のかつうら妊婦支援臨時給付金給付事業費60万円につきましては、対象者の増加見込みによる給付金等の計上であります。

次に、38ページをお開き願います。

2目予防費、感染拡大防止対策事業335万4,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための衛生器材及び備品購入経費の計上であります。

次に、39ページを御覧ください。

5款農林水産業費であります。1項農業費、中段の3目農業振興費の飼料用米等拡大支援事業109万6,000円につきましては、事業量の確定による計上であります。

なお、財源につきましては、全額、県補助金を見込んでおります。

次に、43ページをお開き願います。

6款商工費であります。1項商工費、3目観光費、(仮称)かつうら海中公園再生計画事業4億円につきましては、滞在型観光施設整備に係る設計、工事監理費及び工事費の計上であります。

なお、財源といたしまして、国庫補助金2億円、市債2億円を見込んでおります。

次に、44ページをお開き願います。

7款土木費であります。2項道路橋りょう費、中段の4目道路新設改良費の防災・安全社会資本整備交付金事業1,500万円につきましては、市道墨名部原線の沢倉地先の道路舗装修繕工事費の計上であります。

なお、財源といたしまして、国庫補助金750万円、市債750万円を見込んでおります。

説明欄下段、県営事業負担金466万5,000円につきましては、墨名地内の急傾斜地崩壊対策事業の本年度の市負担金分であります。

次に、49ページをお開き願います。

9款教育費であります。中段の2項小学校費、1目学校管理費の説明欄中段、上野小学校教育活動継続支援事業、以降、興津小学校、勝浦小学校、豊浜小学校、50ページ上段の総野小学校の教育活動継続支援事業、各小学校それぞれ80万円の計上、並びに中段の3項中学校費、1目学校管理費の勝浦中学校教育活動継続支援事業120万円につきましては、学校における新型コロナウイルス感染リスクを最小限にしつつ、円滑な教育活動を継続するために必要な物品等の購入経費であります。

なお、財源の一部といたしまして、小学校1校80万円に対して2分の1のそれぞれ40万円を、中学校も、120万円に対し2分の1の60万円の国庫補助を見込んでおります。

次に、51ページを御覧ください。

4項社会教育費、1目社会教育総務費の説明欄下段、文化財保護事業488万円でございます。郷土資料室を設置するため、図書館学習室の改修経費等を500万円追加し、新型コロナウイルス

感染症拡大のため、ふるさと歴史散歩の中止による12万円の減額によるものであります。

なお、郷土資料室設置に係る経費の財源として、全額、糸久八重子様からの寄附金を見込んでおります。

次に、少し飛びまして、57ページをお開き願います。

11款公債費であります。1項公債費、1目元金の地方債元金償還金1,861万1,000円の減額につきましては、主に過疎債の据置期間見直しによるものであります。

2目利子の地方債利子償還金112万4,000円の減額につきましては、主に借入れ後10年を経過した臨時財政対策債等につきまして、今回、利率見直しが行われ、利子分が軽減されたことによるものであります。

恐れ入りますが、ページを戻っていただきまして、6ページをお開き願います。

継続費の補正であります。防災行政無線デジタル化改修事業につきましては、契約の確定に伴い、各年度の額の変更をするものであります。

7ページを御覧ください。

繰越明許費の補正であります。庁舎維持管理経費ほか、8ページまでの事業19件につきましては、国の繰越事業に伴うものや、年度内に工事完了が見込まれないものについて、翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に、9ページの地方債の補正であります。観光施設整備事業ほか2件を追加するとともに、各事業の決算見込みにあわせ、公営住宅整備事業の廃止及び農道整備事業ほか9件の限度額を変更しようとするものであります。

以上をもちまして、一般会計補正予算（第13号）の補足説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

散 会

○議長（黒川民雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明3月2日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集を願います。

本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時41分 散会

本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告
1. 行政報告
1. 会期の決定

1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第 1 号～議案第 2 号の上程・説明・質疑・討論・採決
1. 議案第 3 号～議案第15号の上程・説明